

令和7年4月

各 県外産婦健康診査実施医療機関・助産所 御中

三重県松阪市健康福祉部
こども局こども家庭センター

松阪市産婦健康診査事業の実施について（お願い）

平素は、松阪市の母子保健事業に格別のご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

松阪市では産後うつ予防や妊産婦の自死予防、新生児への虐待予防等を図るため、産婦健康診査事業を実施させていただいております。

松阪市に住民票を有する産婦が、里帰り等により三重県外で産婦健康診査を受診された場合、健診料を助成させていただきますので、お手数をおかけしますが、健診の対応や結果の記録の記入等にご協力賜りますようお願い申し上げます。

また、健診内容の詳細につきましては、別紙「県外医療機関・助産所における松阪市産婦健康診査事業について」をご確認いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、下記までご連絡をお願いいたします。

《事務担当》

住所：〒515-0078

三重県松阪市春日町一丁目19番地

松阪市役所 健康福祉部 こども局

こども家庭センター（健康センターはるる内）

電話：0598-20-8087 FAX：0598-26-0201

県外医療機関・助産所における松阪市産婦健康診査事業について

1 内 容

- 【対象者】 健診受診日に松阪市に住民票がある産婦（産後8週以内）
- 【回数】 2回以内（1回目：産後約2週間 2回目：産後約1か月）
- 【健診内容】 問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、エジンバラ産後うつ病質問票（※1）
（※2 2項目質問票） 赤ちゃんの健康診査は対象外となります

産婦健康診査受診の際に「母子保健のしおり（産婦健康診査結果票）」に結果の記入をお願いいたします。医療機関の控えを保管していただき、その他を産婦さまへお渡しいたしますようお願いいたします。

「母子保健のしおり（産婦健康診査結果票）」をお持ちで無い場合は、松阪市ホームページより結果票をダウンロードしていただく案内をさせていただいております。プリントアウトしていただくなど対応していただき、コピーで保管していただくなど対応をお願いいたします。

※1 エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）は、産婦の精神状況の確認のため実施してください。ただし、産婦の精神状況によっては必須項目ではありません。

※2 三重県では「三重県産婦健康診査事業実施マニュアル」に基づき「NICE（英国国立医療技術評価機構）のガイドラインで推奨される2項目質問票」をスクリーニング法の診断材料の一つとして実施しております（資料①）。
貴院で実施される健康診査項目に当てはまらない場合は、項目記入は無し（未記入）で結構です。

【助成額】 上限 5,000円/回

※ 定められた項目外の検査等で公費負担額を超える場合や治療については対象外となります。

2 受診票（依頼票・結果票）について

母子健康手帳等と同時に「母子保健のしおり（産婦健康診査結果票）」を配布しておりますので、母子健康手帳と結果票にできる限りの記入をお願いいたします。結果票4枚（複写用紙）のうちC票は医療機関控えとしてご利用ください。A・B・D票は、妊婦ご本人にお渡しください。

※ 結果票の記入における文書料等につきましては、助成対象外となりますのでご注意ください。

※ 受診結果及び検査内容について医療機関へ電話で確認させていただく場合がありますのでご了解ください。

3 健診料金について

医療機関窓口で産婦から健診料等を全額徴収してください。

受診後6か月以内に産婦もしくはご家族が、市へ申請手続きをし、受理後、産婦健康診査として行われた内容につき、松阪市が県内医療機関等に委託する契約単価を上限に助成します。

申請の際に健康診査に要した費用の証明として、領収書が必要となりますので発行をお願いいたします。その際、保険外診療につきましても明細表を添付していただければと思います。

NICE（英国国立医療技術評価機構）のガイドラインで推奨される2項目質問票

※「三重県産婦健康診査事業実施マニュアル」より抜粋

女性がプライマリケアと最初に接触する時、妊娠登録や産後に訪問予約（産後4～6週後、産後3～4ヵ月）時に、医療従事者（助産師、産科医、小児科医、保健師および一般医）は、可能性のあるうつ病を固定するために次の2つの質問を口頭で実施する。

■ 過去1ヵ月の間に、気分が落ち込んだり、元気がなくて、あるいは絶望的になって、しばしば悩まされたことがありますか？

■ 過去1ヵ月の間に、物事をすることに興味あるいは楽しみをほとんどなくして、しばしば悩まされたことがありますか？

この2つの質問の中で、1つでも該当する場合は、うつ病が疑われる。さらに、下記の3)～9)までの症状について、質問する。その中で、1)または2)の中核症状に該当し、かつその他の付随症状に5つ以上当てはまる場合には、大うつ病性障害が疑われる。その場合には、精神科医に紹介する。

（参考）大うつ病の診断基準

- 1) ほとんど毎日の1日中続く抑うつ気分
- 2) ほとんど毎日の1日中続く興味や喜びの消失
- 3) 食欲・体重の変化
- 4) 睡眠障害
- 5) 精神運動性の制止または焦燥
- 6) 気力の減退
- 7) 無価値感や罪責感
- 8) 思考・集中・決断の困難
- 9) 自殺念慮や自殺企図